

## 第 4 回

# 秋田市農業委員会総会議事録

令和 4 年 4 月 18 日 開 会  
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

## 第4回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年4月18日(月) 午後1時から午後1時38分まで
- 2 開催場所 アキタパークホテル
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 18人

1番	佐々木 英 久	2番	武 藤 真 作
3番	関 正 美	4番	鈴 木 昇
5番	星 容 子	6番	相 場 堅 一
7番	佐々木 繁 明	8番	安 田 友 一
9番	白 岩 勝	10番	柴 田 ますみ
11番	鎌 田 悦 雄	12番	佐々木 和 昭
14番	藤 田 修	15番	加 藤 淳
16番	三 浦 宏 和	17番	伊 藤 洋 文
18番	佐々木 吉 秋	19番	加賀屋 慎 一
- 5 欠席農業委員  
13番 齊 藤 善 彦
- 6 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 会期決定
  - 第3 会務報告
  - 第4 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
  - 第5 議案第13号 農用地利用集積計画(令和4年度第1号)に関する件
  - 第6 議案第14号 令和4年度主要事業計画に関する件
  - 第7 議案第15号 令和4年度最適化活動の目標の設定等に関する件
- 7 事務局職員

事務局長	小山田 邦 子	参 事	加 藤 康 則
副 参 事	伊 藤 弘	副 参 事	住 谷 真 人
主席主査	山 本 郷 史	主席主査	中 村 至
主 査	鈴 木 百 愛	主 査	幸 野 善 寿 子
主 任	廣 嶋 孝 祐	技 師	小 林 素 子
- 8 書 記  
技 師 小 林 素 子
- 9 議事録署名委員  
8番 安 田 友 一                      9番 白 岩 勝

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和4年第4回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。13番齊藤善彦委員の1名でございます。委員定数19名中、18名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>今回も新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や定期的な換気の実施につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしくお願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p><b>【会長あいさつ】</b></p>
議長	<p>それでは、第4回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、8番安田友一委員、9番白岩勝委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後3時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「事務局人事異動」につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (小山田局長)	<p><b>【会務報告1の報告】</b></p>
議長	<p>次に、会務報告2の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p><b>【第1区域部会の報告】</b></p>
1番佐々木英久委員	<p><b>【第2区域部会の報告】</b></p>
2番武藤真作委員	<p><b>【第3区域部会の報告】</b></p>
7番佐々木繁明委員	<p><b>【第4区域部会の報告】</b></p>
4番鈴木昇代理	<p><b>【第5区域部会の報告】</b></p>

議 長	次に、会務報告3の「令和3年度第1回秋田市「人・農地プラン」検討委員会」につきましては、10番柴田ますみ委員から報告をお願いします。
10番柴田ますみ委員	【会務報告3の報告】
議 長	次に、会務報告4の「一般社団法人秋田県農業会議第72回常設審議委員会」および会務報告5「一般社団法人秋田県農業会議第29回理事会」につきましては、私が報告します。
	【会務報告4と5の報告】
	次に、会務報告6の「令和4年度第1回運営委員会」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (中村主席主査)	【会務報告6の報告】
議 長	次に、会務報告7の「全国農業新聞秋田市普及委員会監査・役員会」および会務報告9の「全国農業新聞秋田市普及委員会総会」につきましては、関連がありますので一括して事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (小林技師)	【会務報告7と9の報告】
議 長	次に、会務報告8の「農業委員会による最適化活動の推進等に関する勉強会」につきましては、事務局から口頭で報告をお願いします。
事 務 局 (中村主席主査)	【会務報告8の報告】
議 長	次に、会務報告10の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」から会務報告14の「現況地目照会に係る回答について」までの5件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告10から14までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問・ご意見がある方はお願いいたします。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第4、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (廣嶋主任)	<p>議案書1ページの2件について説明いたします。</p> <p>番号1。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。譲受人が申請地で畑作を行うために、親戚である譲渡人から贈与を受けるものです。農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は畑作に必要な機械を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間270日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、2,474平方メートルであることから、畑作の要件を満たしています。</p> <p>次に番号2。譲受人は、[REDACTED]。譲渡人は、[REDACTED]。土地の所在、地目、面積、理由、10アール当たりの売買価格は記載のとおりです。譲渡人は昨年、相続により申請地を取得しましたが、農業技術がなく、親戚であり農業者の譲受人と売買するものです。農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。農作業常時従事について、譲受人は年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。下限面積について、譲受後の経営面積は、4,268平方メートルであることから、要件を満たしています。</p> <p>これら2件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われまます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えまます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それではここで、案件1番について現地調査を行った齊藤又右衛門推進委員から報告を受けた4番鈴木昇代理に報告をお願いします。</p>
4番鈴木昇代理	<p>4番鈴木です。先ほど会務報告の区域部会の中で説明したとおり、この人は異業種の建設業を営みながら、取り組んでいくとのことで、大変まじめな方です。譲渡人はこの方の親戚ですが、現在田畑を作っていないため、農地を管理する意味でも贈与したいとのことです。現地を確認したところ問題ありませんでしたので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>次に、案件2番について現地調査を行った佐藤公誠推進委員から報告を受けた6番の相場堅一委員から報告をお願いします。</p>
6番相場堅一委員	<p>6番相場です。先日、事務局と佐藤公誠委員と一緒に現地を確認しております。何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいいたします。</p>
一	<p>なし。</p>
議長	<p>ご質問等ないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

一 議	同 長	<p>異議なし。</p> <p>「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第5、議案第13号、農用地利用集積計画（令和4年度第1号）に関する件を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (山本主席主査)		<p>それでは、議案について説明します。</p> <p>今回は所有権移転がないことから、利用権設定の142件について説明します。議案書の3ページから119ページをご覧ください。</p> <p>番号1。借り手は■■■■、貸し手は■■■■。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>このほか、合計142件のうち議案書116ページ以降の番号138から番号142までの5件は、農地中間管理事業による利用権設定です。</p> <p>以上、令和4年度第1号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは、質疑を行います。</p> <p>ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一	同	なし。
議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>今回は、所有権移転の案件がございませんので、利用権設定について採決いたします。こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。</p> <p>それでは、はじめに案件69番から78番までの10件について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>
一	同	<p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件69番から78番までの10件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件69番から78番までの10件について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p> <p>次に、案件131番と132番の2件について採決を行います。■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員退席】</p>

議	長	<p>それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の131番と132番の2件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件131番と132番の2件について、原案のとおり決定することにいたします。■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p> <p>次に、議事参与案件であった、69番から78番、131番と132番の12件を除いた1番から142番の案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、69番から78番、131番と132番の12件を除いた1番から142番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上により、日程第5、議案第13号、農用地利用集積計画（令和4年度第1号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>次に、日程第6、議案第14号、令和4年度主要事業計画に関する件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (中村主席主査)		<p>ご説明の前に議案書の訂正です。議案書120ページと125ページの年月日が間違っておりました。正しくは、令和4年4月18日です。訂正してお詫び申し上げます。</p> <p>それでは、議案書の121から122ページをご覧ください。</p> <p>4月5日に開催した第1回運営委員会において、「令和4年度主要事業計画」が承認されたことから、本総会に議案として上程するものです。</p> <p>はじめに、1の基本方針ですが、記載のとおりです。次に、2の活動目標ですが、「(1) 農地中間管理機構と連携した担い手への農地集積の推進」など10項目です。午前中の勉強会で最適化活動の推進等について説明があったかと思いますが、その推進等と整合がとれるようにしています。次に、3の事業計画ですが、「(1) 農地利用最適化推進事業」など10項目です。今年度は、新たに「(2) 非農地判断の実施」および「(9) 人・農地プランに係る話し合いへの積極的な関与」を加えました。次に、4の会議等の開催につきましては、総会を毎月1回開催するほか、運営委員会等を記載のとおり開催する予定です。次に、123ページから124ページは年間の業務予定表で、予定は記載のとおりです。なお、記載の事業につきましては、新型コロナウイルスの感染状況によっては中止または延期の場合もあり得ますので、ご了承ください。説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p>
一	同	<p>なし。</p>

議	長	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。 令和4年度主要事業計画に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第6、議案第14号、令和4年度主要事業計画に関する件を原案のとおり決定いたします。 次に、日程第7、議案第15号、令和4年度最適化活動の目標の設定等に関する件を上程します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (中村主席主査)		<p>議案書の126ページをご覧ください。 本議案も議案第14号と同様に、4月5日に開催した第1回運営委員会において、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」が承認されたことから、本総会に議案として上程するものです。 はじめに、「Ⅰ 農業委員会の状況」ですが、記載のとおりです。なお、耕地面積の田と畑の面積の合計と計の面積に2ヘクタールの差がありますが、集計上、四捨五入による誤差ですのでご了承ください。次に、127ページの「Ⅱ 最適化活動の目標」の「1 最適化活動の成果目標」の「(1) 農地の集積」についてです。現在、集積面積が4,247ヘクタール、集積率が47.8%となっています。この数値から令和5年度中に集積率を80%に引き上げることを目標として設定するよう国から指示がありましたので、これを達成するために令和4年度の成果目標を、新規集積面積1,427ヘクタール、集積率63.9%と設定します。次に、「(2) 遊休農地の解消」についてです。令和3年度に判明した緑区分の遊休農地面積28.8ヘクタールを5年掛けて解消しなければいけないので、令和4年度の解消目標は、5.8ヘクタールと設定します。ちなみに、緑区分とは、令和3年度の利用状況調査で判明した遊休農地で、黄区分とは、県・市・農地バンク等と協議して工程表を策定することを目標とする遊休農地で秋田市には存在しません。次に、128ページの「(3) 新規参入の促進」の「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積目標」ですが、平成28年から30年までの3か年の権利移動面積の平均値264.5ヘクタールの1割以上を目標値とする必要があることから、目標値を26.5ヘクタールと設定します。次に、「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、農水省ガイドラインにより、月10日程度となっているため、10日と設定しています。次に、「(2) 活動強化月間の設定目標」についてですが、年間3回以上設定するよう求められています。そのため、記載のとおり3回の活動強化月間を設定しています。最後に、「(3) 新規参入相談会への参加目標」ですが、新農業人フェアに1名以上参加するよう求められています。そのため、記載のとおり1名の参加としています。なお、新農業人フェアは東京や大阪など県外で開催されていますので、おそらくオンライン形式の参加になるかと思われます。説明は以上です。</p>
議	長	<p>それではご質問・ご意見がある方はお願いいたします。</p>
一	同	<p>なし。</p>

議  一	長  同	<p>ご質問等がないようですので、採決に入ります。 令和4年度最適化活動の目標の設定等に関する件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、日程第7、議案第15号、令和4年度最適化活動の目標の設定等に関する件を原案のとおり決定いたします。 これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時38分終了)</p>